

障害支援区分認定調査等業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市福祉事務所障がい保健福祉課において障害支援区分認定調査等業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 会計年度任用職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく認定調査に関すること。
- (2) 障害者総合支援法に係る相談に関すること。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(服務)

第5条 会計年度任用職員は、第3条に規定する職務を積極的に遂行し、公正かつ客観的な認定調査等に努めなければならない。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務時間等については、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から木曜日まで、午前9時から午後4時までの勤務とする。金曜日は午前9時から午後3時まで（所属長が指定する者にあつては、午後4時まで）の勤務とする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることが出来る。
- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別

の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次の通りとする。ただし、任命権者は会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の時由により必要があるときは、市長の承諾を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31までの日

(届出)

第7条 会計年度任用職員は、次の各号に該当する時は、直ちに所属長へ届け出なければならない。

(1) 調査した認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項）を紛失したとき。

(2) 身分証明書等を紛失・毀損したとき。

(3) 病気その他の理由で業務ができなくなったとき。

(4) 公用車に故障が生じたとき。

(5) 交通事故等の事故が発生したとき。

(身分証明書等)

第8条 会計年度任用職員は職務に従事する場合は、次に掲げる証明書を常に帯し、必要のある時は提示しなければならない。

(1) 身分証明書

(2) 函館市障害支援区分認定調査員証

(守秘義務)

第9条 会計年度任用職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(損害賠償)

第10条 会計年度任用職員は職務遂行にあたり、故意または過失によって市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第 11 条 会計年度任用職員の公務災害については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年函館市条例第 28 号）」の定めるところによる。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 3 年 6 月 1 日から施行する。